

社会福祉法人さつきの会評議員及び役員の報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人さつきの会（以下「法人」という。）定款第8条及第21条に基づき、評議員、理事及び監事の報酬を定めるものである。

(評議員に対する支払総額等)

第2条 評議員に対する報酬は、定款第8条で定めるとおり、各年度の支払総額は500,000円を超えない範囲で第4条及び第5条において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(理事、監事に対する支払総額等)

第3条 理事及び監事に対しては、定款第21条に基づき、各年度の支給総額が2,500,000円を超えない範囲で4条、第5条及び6条において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(評議員会及び理事会への出席報酬)

第4条 評議員が評議員会に出席したとき、また、理事及び監事が理事会・評議員会に出席したときは、別表1の基準により報酬を支払うことができる。

2 (新設) 定款13条4項、定款26条2項に定める書面又は電磁的記録による方法で評議員、役員が意思表示、意見の表明を行い決議に参加したときは、別表2の基準により報酬を支払うことができる。

(評議員、理事及び監事の報酬)

第5条 評議員が、評議員会以外の日において、法人及び事業の運営のための業務に当たったときは、別表3により報酬を支払うことができる。

2 理事長が、評議員会及び理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のための業務に当たった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

3 理事が、評議員会及び理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務に当たった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事が理事会・評議員会に出席したときは、別表1の基準により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が、評議員会及び理事会以外の日において、法人及び事業の運営状況の調査、監査、指導等の業務に当たった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費を支給することができる。

(その他、褒賞制度等)

第7条 役員、監事及び評議員が、法人及び事業の運営に著しく貢献をしたと認められる場合は、評議員の決議により、表彰し、褒賞金を贈ることができる。褒賞金の額は、都度、評議員会で定める。

(適用除外)

第8条 事業の職員を兼務する役員及び評議員には、第1条乃至第8条の規定は適用しない。

(改正)

第9条 この規定を改正する必要がある場合は、評議員会の決議を経なければならない。

附則 この規定は令和5年1月4日から施行する。

別表1 (第4条関係)

名 称	報 酬
評議員会出席報酬	15,000 円
理事会出席報酬	15,000 円

別表2 (第4条2項関係)

名 称	報 酬
評議員会参加報酬 (書面又は電磁的記録による方法)	10,000 円
理事会参加報酬 (書面又は電磁的記録による方法)	10,000 円

別表3 (第5条関係)

名 称	報 酬
理事長 (非常勤) 業務報酬等	15,000 円
理事 (非常勤) 業務報酬	15,000 円
監事監査指導報酬	20,000 円

別表4 (第6条関係)

名 称	報酬1日	旅費
報酬及び旅費	13,500 円	旅費規定による